（公印省略）

３太介第８１７号

令和４年３月１８日

市内　地域包括支援センター

居宅介護支援事業者

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院　　　　　　各位

太宰府市長　楠田　大蔵

　（介護保険課介護保険係）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

（通知）（令和４年３月１８日現在）

　日頃から、本市の介護保険事業の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の指定は解除されましたが、未だ、新型コロナウイルス感染症の感染が続いていることから、引き続き、認定調査を行わず、原則として有効期間を12ヶ月延長することとします。

本取扱いを終了する際には、改めて通知します。

なお、５月末に有効期間が終了する被保険者へ、ケアマネジャーからの代行申請をお願いするようお知らせしますので、ご対応をよろしくお願いします。

認定申請に係る事項については、令和４年１月１８日付通知と変更ありません。

太宰府市　健康福祉部

介護保険課介護保険係

〒818-0198

太宰府市観世音寺一丁目１番１号

電話（092）921-2121内線371・370・372

FAX（092）925-0294